

第33回 農業委員会総会議事録

平成26年6月23日開会

中標津町農業委員会

平成26年6月23日、第33回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中	村	正	生
2番	笠	原	康	博
3番	房	川	喜	洋
4番	氏	家	康	夫
5番	杉	本	公	也
6番	柴	野	忠	征
7番	滝	本		広
8番	本	田	信	幸
9番	本	田	芳	明
10番	國	見	正	則
11番	久	保	伸	一
12番	小	沼		悟
14番	重	松	秀	光
15番	纒	坂	尚	久
16番	金	刺	健	四郎
17番	安	田		稔
18番	戸	田	重	勝

附議した案件

議案第153号 現況証明願いについて

議案第154号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第155号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について

議案第156号 町長の権限に属する事務の一部委任について

議案第157号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

報告第101号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地係 長	奥 山 正 行
庶務係 長	岩 田 宏
係	齋 藤 光 代

(開会 10時35分)

議 長

おはようございます。

ただいまの出席委員は、17名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第33回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議席の決定について」を議題に供します。

中標津町農協理事改選により、新たに農業委員の推薦がされました。

滝本委員に代わり委員となりました飯島委員の議席は会議規則第8条第2項の規定により前任者の議席7番と致します。

日程2、「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

5番、杉本 公也 委員。

6番、柴野 忠征 委員。

以上、2名を指名致します。

日程3、「専門委員会の所属について」を議題に供します。

飯島委員の所属は前任者が所属していた「農地委員会」と致したいがご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって専門委員会の所属は「農地委員会」と致します。

日程4、「地区推進班の担当地区について」を議題に供します。

飯島委員の担当地区は前任者が担当していた第1から第3地区と致したいがご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって担当地区推進班は第1から第3地区に決定致しました。

日程5、「会務報告」を、事務局長から報告いたします。

事務局長

事務局長 5月29日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思えます。

最初に、北海道農業者年金協議会の平成26年第1回理事会が6月5日、札幌市で開催され、平成26年度総会に向け協議を行い提出議案が決定しております。理事として会長が出席しております。

次に、6月11日、中標津町農協の通常総会が開催され、平成26年度事業計画などが決定されております。会長が出席しております。

次に、町、両農協、農業委員会で組織します、中標津町後継者対策協議会の総会を寿宴を会場として6月13日に開催しております。平成25年度事業報告、平成26年度事業計画等が審議され、決定されました。26年度計画では、夏季交流会、冬季交流会の開催、「北海道農業青年と関西女性との交流会推進協議会」が開催します、11月の交流会参加の取組み、標津町との連携など、農業青年の出会いの場の提供について協議しております。

次に、中標津町議会6月定例会が6月16日から20日まで開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問に引き続き、補正予算、条例の一部改正等が審議され可決しております。

本会義が開かれた16日、会長が出席しております。

次に、中標津町農業者年金協議会代議員総会を役場302号会議室で6月18日に開催しております。昨年度の農業者年金の加入促進実績、事業報告、収支報告、及び26年度の研修計画等の事業計画を協議し決定しております。

最後に、第35回北海道農業者年金協議会総会が6月19日に札幌で開催され会長が出席しております。総会では平成25年度の事業報告、平成26年度事業計画、役員改選などが審議され、決定しております。なお、役員改選では、理事として安田会長が再任されました。また、協議事項として、「農業者年金制度の充実に関する要望」について、提起され原案どおり決定したところであります。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程6、議案第153号「現況証明願いについて」を議題に供します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16番金刺です。

上程となりました議案第153号「現況証明願いについて」の(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇。公簿、牧場。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況原野。面積、1,247 m²。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査するものであります。平成26年4月30日、第3地区推進班による土地評価時に現地を確認し、当該地は農地としての利用は困難であり、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

議長 日程7、報告第101号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第101号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明申し上げます。議案の62ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積60,313 m²の内22,060 m²ほか2筆。合計、畑、113,379 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成20年4月1日から平成29年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年4月18日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(2)につきましても当事者が同一であり、氏名等省略して説明致します。
63ページをお開きください。

(2) 2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 97,767 m²の内 35,000 m²。ほか1筆、合計、畑、82,714 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成19年5月1日から平成28年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成26年4月18日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件につきましては、議案第154号(1)、(2)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部について売却することとなったため、〇〇氏、〇〇氏から合意解約の申し出があり、期間内解約するものです。

続きまして64ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 96,517 m²の内 45,000 m²。ほか1筆。合計、畑、92,138 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月19日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第154号(3)に関連するもので、現在賃貸借中の土地の面積を調整し、再度賃貸するために一旦期間内解約するものです。

65ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 20,483 m²、ほか2筆。合計、畑、30,228 m²。3、利用権の種類、使用借権。4、契約期間、平成18年10月25日から平成28年10月24日まで。5、合意解約成立の日、平成26年4月30日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第154号(5)に関連するもので、〇〇氏離農により農地を処分するため現在使用貸借中の農地について合意解約の申し出があり、期間内解約するものです。

66ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、札幌市〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 28,310 m²、ほか1筆。合計、畑、49,763 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年1月1日から平成28年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月7日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(6)、(7)につきましても貸主が同一であり氏名等省略して説明致します。

67ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 50,410 m²の内 25,205 m²、ほか3筆。合計、畑、132,454 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年1月1日から平成28年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月7日。6、解約の理由、合意解約。

68ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 87,753 m²の内 41,000 m²、ほか2筆。合計、畑、115,461 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年1月1日から平成28年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月7日。6、解約の理由、合意解約。

この3件の案件につきましては、議案第154号(7)、(8)、(9)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の借主の変更に伴い期間内解約するものです。

69ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 39,733 m²、ほか2筆。合計、畑、79,032 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成18年7月1日から平成28年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月8日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(9)、(10)につきましても貸主が同一であり氏名等省略して説明致します。70ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 91,440 m²の内 86,554 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月8日。6、解約の理由、合意解約。

71ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 111,650 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年7月1日から平成28年6月30日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月8日。6、解約の理由、合意解約。

この3件の案件につきましては、議案第154号(10)、(11)、(12)に関連するもので、現在賃貸借中の農地を売却することとなったため、期間内解約するものがあります。

以上報告致します。

議長 以上で報告を終わります。

日程8、議案第154号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(9)と、(10)から(12)と、(13)と、(14)から(22)の4回に分けて審議を致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1番中村です。

上程になりました議案第154号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)、(2)について説明致します。6ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番

地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積47,710 m²ほか2筆。合計、畑、150,473 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を譲渡するもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、11,509,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金11,500,000円、自己資金9,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、現在賃貸借している農地の一部について所有者である〇〇氏から現使用者へ売り渡したい旨の申し出があり、協議の結果現在の利用者に売り渡すことに決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

続きまして8ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積60,313 m²の内22,060 m²、ほか1筆。合計、畑、48,188 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年7月1日から平成29年3月31日まで。6、価格、年153,000円。6、資金調達方法、自己資金153,000円。7、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては(1)に関連するもので、〇〇氏へ農地譲渡するために賃貸借していた農地を一度合意解約したため、残地について現使用者である〇〇氏に再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第154号(3)について説明致します。10ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 代表取締

役 ○○○○。2、土地の表示、○○○ ○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 24,225 m²、利用状況、牧草畑、ほか 6 筆。合計、畑、174,864 m²。3、許可を受けようとする事由、貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 686,000 円。7、資金調達方法、自己資金 686,000 円。8、借主の経営状況、構成員○人、農従者○人、経営地、計○○○○m²。家畜、牛○○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、○○氏より経営地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、地区内調整により現在○○氏に賃貸借中の圃場に隣接する農地であることから、○○氏に貸し付けることとなったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纒坂委員。

纒坂委員 15番纒坂です。

議案第 154 号(4)について説明致します。13ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町○○○ ○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。借主、中標津町○○○ ○○○○番地○、○○会社○○○○ ○○○○。2、土地の表示、○○○ ○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 46,959 m²の内 34,000 m²、ほか 1 筆。合計、畑、50,000 m²。3、許可を受けようとする事由、貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日。6、価格、年 207,000 円。7、資金調達方法、自己資金 207,000 円。8、借主の経営状況、構成員○人、農従者○人、経営地、計○○○○m²。経営作目、馬鈴薯栽培。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、○○氏と○○○○との間で交換利用するものであり、地域の同意も得ていることから、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(5) から (9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 2 番笠原です。

議案第 154 号 (5) から (9) について説明致します。15 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 20,483 m²、ほか 2 筆。合計、畑、30,228 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、989,000 円、6、資金調達方法、自己資金 989,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い経営地を譲渡したい旨の申し出があり、平成 26 年 5 月 7 日にあっせん会議を開催し、協議の末譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

17 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 73,908 m²の内 18,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで。6、価格、年 72,000 円、7、資金調達方法、自己資金 72,000 円。8、借主の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

19 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 28,310 m²。利用状況、牧草畑、ほか 1 筆。合計、畑、49,763 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 6 月 24 日から平成 28 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 184,000 円、7、

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1) から (9) の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇〇〇委員退席)

(10) から (12) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。

議案第154号(10)から(12)について説明致します。23ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,733 m²、利用状況、牧草畑、ほか2筆。合計、畑、79,032 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、相続により取得した農地を譲渡するもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,769,000 円、6、資金調達方法、農地ローン 4,769,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(11)から(12)につきましても、譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括して説明致します。

25ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 3,736 m²、利用状況、牧草畑、ほか3筆。合計、畑、97,901 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、相続により取得した農地を譲渡するもの。借主、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,450,000 円、6、資金調達方法、農地ローン 2,450,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

27ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 111,650 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、相続により取得した農地を譲渡するもの。借主、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,800,000 円、6、資金調達方法、農家経営改善資金 1,800,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、現在賃貸借している農地について、相続により取得した〇〇氏から売り渡したいとの申し出があり、平成26年5月16日あっせん会議を開催し、協議の結果譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(12)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(10)から(12)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇〇〇委員着席)

〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

ここで、会議規則第十六条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇〇〇委員退席)

(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。

議案第154号(13)について説明致します。29ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,990 m²、利用状況、牧草畑、ほか3筆。合計、畑、96,346 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、

権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権設定、賃貸借。5、期間、平成26年6月24日から平成30年12月31日。6、価格、年364,000円、7、資金調達方法、自己資金364,000円。8、借主の経営状況。家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡、家畜、牛○○○頭。9、適用、農経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、○○氏の経営規模縮小に伴い一部農地を貸付したいとの申し出があり、平成26年5月16日にあつせん会議を開催し、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(○○○○委員着席)

○○○○委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。

議案第154号(14)について説明致します。31ページをお開きください。

(14)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町○○○ ○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。譲受人、中標津町○○○ ○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。○○○ ○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積32,139㎡、利用状況、牧草畑、ほか1筆。合計、畑、39,087㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離れ地を譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,953,000円、6、資金調達方法、農地ローン1,953,000円。7、譲受人の経営状況。家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡、家畜、牛○○○頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、○○氏より離れ地を譲渡したいとの申し出があり、平成26年5月16日にあつせん会議を開催し、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの

と判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(15)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田(信)委員 8番本田です。

議案第154号(15)について説明致します。33ページとなっております。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 94,499 m²、利用状況、牧草畑、ほか 6 筆。計、採草放牧地 10,790 m²、畑、161,642 m²、計、172,432 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,665,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 10,600,000 円、自己資金 65,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、平成21年度農地保有合理化事業において北海道農業公社が買入れた農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(16)から(21)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 久保信幸委員。

久保委員 11番久保です。

議案第154号(16)から(21)について説明致します。なお、譲渡人が同一のため、(16)から(21)まで一括説明致します。36ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 99,051 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,428,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 7,400,000 円、自己資金 28,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(16)から(21)につきましても譲渡人が同一であり、見取図につきましても別紙のとおりでありますので、譲渡人の氏名など省略して説明します。

37ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,554 m²、利用状況、牧草畑、ほか 7 筆。計、畑、148,463 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,414,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 10,400,000 円、自己資金 14,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

39ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,499 m²、利用状況、牧草畑、ほか 1 筆。合計、畑、59,526 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,165,000 円、6、資金調達方法、自己資金 4,165,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

40ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 33,388 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,370,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 2,300,000 円、自己資金 70,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

41ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 74,697 m²、利用状況、牧草畑、ほか 1 筆。合計、畑、124,472 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、9,210,000 円、6、資金調達方法、自己資金 9,210,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

42ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,811 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,636,000 円、6、資金調達方法、スーパーL 資金 3,600,000 円、自己資金 36,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この6件の案件につきましては、平成21年度農地保有合理化事業において北海道農業公社が買入れた農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(16)から(21)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(22)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 4番氏家です。

議案第154号(22)について説明致します。44ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、宅地、現況、施設用地、面積 17,872.29 m²、利用状況、農業施設用地、ほか 18 筆。計、施設用地 24,093.05 m²、採草放牧地 3,108 m²、畑、442,097 m²、合計 469,298.05 m²。3、許可

を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、21,240,000円、6、資金調達方法、スーパーL資金21,200,000円、自己資金40,000円。7、譲受人の経営状況。家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡、家畜、牛○○○頭。8、適用、農経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、平成22年度の農地保有合理化事業により北海道農業公社が買入れた農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(22)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

(14)から(22)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程9、議案第155号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第155号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。48ページをお開きください。

平成26年度分と致しまして、○○○○、○○○○の提出がありました。49ページが平成25年度分と致しまして、○○○○の提出がありました。平成26年4月24日以降に受理した報告書でございまして、記載のとおり、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は、原案のとおり承認されました
日程10、議案第156号「町長の権限に属する事務の一部委任について」を議題
に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第156号「町長の権限に属する事務の一部委任について」
地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長からの事務委任に対する承認を求める
ことにつきまして提案の理由のご説明を申し上げます。51ページをお開きください。
このたび中標津町が農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第2項の規定に
基づき農地中間管理機構である北海道農業開発公社から業務の委託を受ける事務のう
ち下記事務について地方自治法第182条の規定により中標津町農業委員会が事務委任
を受けることに同意を求められているものでございます。
受ける事務につきましては次のとおりとなっております。1、農用地等の出し手の
掘起こし及び利用調整活動。2、借受予定農用地等の位置等の確認。3、農用地等の
借受希望者との利用調整活動。4、賃借料情報の提供。5、農用地利用配分計画原案
の作成。6、その他必要に応じて取り決める事項。でございます。
以上で提案の理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり同意の承認をすることに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程11、議案第157号、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」
を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第157号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」提案の理由の説明を申し上げます。53ページをお開きください。

農業委員会の適正な事務実施については農林水産省の指導のなかで毎年前年度の活動に対する点検・評価の実施、本年度の活動計画の作成を行うこととなっております。はじめに平成25年度の活動の点検評価の説明を申し上げます。1の法令事務に関する点検項目は、総会の開催日の周知、議事録の作成、議事録の内容、議事録の公表であります。全て行っております。2の事務に関する点検では農地法第3条が処理件数13件の内不許可は0でございます。処理の状況については法令どおりとなっております。54ページをお開きください。(2)農地転用に関する事務は処理件数10件でございます。処理の状況は法令どおりの実施となっております。(3)農業生産法人からの報告への対応につきましては、30法人の内、報告の提出が必要な29法人全てが提出済みとなっております。(4)情報の提供につきましてはホームページ、広報等で提供を実施しております。55ページをお開きいただきたいと思っております。(5)農用地利用集積計画の決定では、処理件数129件の内不許可は0でございます。処理の状況につきましては法令どおりとなっております。56ページ、2の法令事務に関する評価でございます。遊休農地に対する目標を現在遊休農地となっておりました4.7haとしてございましたが、達成はできませんでした。4の評価の案と致しましては目標に対する評価と致しまして、所有者、利用者双方と交渉を重ね進展中であり目標は妥当。活動に対する評価の案と致しまして、地区担当委員の地道な利用調整協議に時間を要するが解決に向けて一定の成果があった。としております。57ページをお開きいただきたいと思っております。3の促進等事務に関する評価でございます。認定農業者は現状維持を目標としましたが、5件増の298経営となりました。(4)の評価の案と致しましては、目標に対する評価、離農5軒あったが、新規就農も2軒ありそれ以外も現状維持でき目標は妥当。活動に対する評価、普及取組は計画どおり実施し成果があった。としてございます。2の担い手への農地の利用集積の目標100haですが、概ね現状維持するといった考えで設定してございましたが、実績では57haの減となりました。58ページの(4)の評価案と致しましては、離農5軒、新規就農2軒であり、集積が困難な事案が発生したが、それ以外は現状維持でき目標は妥当。

活動に対する評価の案と致しましては、計画どおり実施し離農者の農地集積等に成果があった。としてございます。違反転用につきましては、事案がございませんので省略させていただきます。

続きまして59ページをお開きください。平成26年度の事業活動計画案でございます。1の法令事務、遊休農地の解消ですが、今年度も4.7ha解消を目標として農地の利用状況調査、遊休農地指導を行うこととしてございます。次に促進等事務では、認定農業者の現状298経営の維持を目標とし、今年度の離農も4軒想定されていることから、新たな担い手の掘り起こし、育成を図ることを活動の計画としてございます。

60ページにいきまして、2の担い手への農地の利用集積でございますが、これま

での集積面積 21,747ha を維持することを基本として、新たな集積目標 100ha として
ございます。

なお、この活動の点検・評価、活動計画につきましては、総会承認後 30 日間農業
委員会のホームページに掲載し、地域の農業者等から意見・要望等の募集を行い、意
見・要望等を踏まえ修正を行ったうえで振興局を通じ農林水産省経営局に報告する事
となっております。

以上、提案の理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
ここで 3 年に 1 度の改選の前の最後の総会でございますので、私のほうから一言あ
いさつをさせていただきたいと思います。
今の委員さんの方々と 3 年間農業委員会活動をさせていただきました。大変今の情
勢、農業委員会の見直し、農業生産法人の要件の緩和、また、農協の見直しと、規制
改革会議、産業競争力会議で政府の諮問機関で協議した結果の答申がされまして、特
に農業委員会の事だけ申しますと、公選制の廃止、推薦制の廃止、委員の半分くらい
の削減、農業会議の廃止等、今まで私たちの先輩方が農業委員会法、農地法等で担い
手に優良農地等を確保して、特に北海道は 85% 以上の担い手の集積をされておいま
す。全国では 50% 前後ということで、自負する訳ではないですが、内地とは別で北
海道の今置かれている現状の農地法、農業委員会法の中では先ほどもいいましたが、
自分たちの先輩達が出来る限りの事をやってきております。でも改革は必要だとは思
いますが、この 7 月、8 月の間には自民党案も含めたなかで改革が来年の国会等で決
議されるような内容になっているそうですので、新たな農業委員会というものが出来
るかなと思いますけれど、何はともあれ優良農地の確保と担い手への集積、それを今
後もずっと続けて行き、この地域、この中標津町、我々農業がなくしては成り立って
いけない町ですので、頑張っていきたいと思っておりますし、委員の皆様と職員の皆様のご
協力を頂き、3 年間無事に過ごすことができました。今回、改選で農業委員さんを勇
退される方、再度農業委員さんで活躍される方、それぞれの立場、部署でまた頑張っ
ていただければと思います。3 年間、皆様のご協力、職員の皆様のご協力いただき
まして無事終わらすことができました。大変ありがとうございました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 33 回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 11 時 35 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月27日

会 長 安 田 稔 _____

5 番 杉 本 公 也 _____

6 番 柴 野 忠 征 _____